

第64回国連総会

「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」決議（仮訳）

総会は、

- －核兵器のない平和で安全な世界を実現するために、すべての国が核兵器の全面的廃絶に向け、更なる实际的及び実効的措置をとる必要性を想起し、そのようにすることの決意を新たにし、
- －軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、厳重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍縮であることに留意し、
- －2008年12月2日の決議63/73を想起し、
- －核戦争及び核テロリズムを回避するためにあらゆる努力が払われるべきことを確信し、
- －核兵器不拡散条約（NPT）の国際的な核軍縮不拡散体制の基礎として並びに核軍縮及び原子力の平和的利用の追求のための重要な基盤としての決定的な重要性を再確認し、日本の広島・長崎の被爆65周年である2010年のNPT運用検討会議のための第3回準備委員会の結果を歓迎し、また運用検討会議の成功を達成することの重要性を確認し、
- －1995年NPT運用検討・延長会議の決定及び決議並びに2000年NPT運用検討会議の最終文書を想起し、
- －国際の平和及び安全の強化並びに核軍縮の促進は相互に強化し合うことを認識し、
- －核軍縮における更なる進展は、国際の平和及び安全にとってとりわけ重要な核不拡散のための国際的な体制を強化するのに貢献することを再確認し、
- －国連加盟国、特に現在世界の核兵器の大半を保有しているアメリカ合衆国及びロシア連邦の政治指導者の具体的提案及びイニシアティブによって強化された、核兵器のない世界に向けた核軍縮の最近の世界的機運を歓迎し、
- －核兵器のない世界に向けた構想を確認した国連安全保障理事会首脳会合が20

09年9月24日に開催されたことを歓迎し、

－拡散ネットワークによって引き起こされるものを含め、大量破壊兵器、とりわけ核兵器の拡散によって引き起こされる、増大しつつある危険に関する深い懸念を表明し、

－北朝鮮によって2006年10月9日に宣言された核実験に関する2006年10月14日の国連安保理決議第1718号及び北朝鮮によって2009年5月25日に実施された核実験に関する2009年6月12日の国連安保理決議第1874号を実施することの重要性を認識するとともに、北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰することを要請し、同会合の早期再開への強い支持を繰り返しつつ、

1. NPTのすべての締約国が同条約すべての条項下での義務を履行することの重要性を再確認する。
2. 効果的なNPTの運用検討プロセスの重要性を強調し、NPTのすべての締約国に対し、2010年NPT運用検討会議が成功裡にNPT体制を強化し、NPTの3つの柱すべてにおいて効果的かつ実地的な措置を構築できるよう協力することを要請する。
3. NPTの普遍性の重要性を再確認し、同条約の未締約国に対し、遅滞なく及び無条件で同条約に非核兵器国として加入し、また、同条約に加入するまでの間は、同条約の条項文言を遵守するとともに、NPT支持の実地的な措置をとることを要請する。
4. NPT第6条に従って、すべての種類の核兵器の一層の削減を含む、核軍縮を導く更なる措置を奨励し、また、核兵器の廃絶に向けた取組の過程において、国際の安定及びすべてにとって損なわれない安全保障を促進する方法で、更なる透明性ととともに、不可逆性及び検証可能性の原則を適用することの重要性を強調する。
5. すべての核兵器国に対し、透明性のある方法で核兵器の削減を実施することを要請し、また、この関連で核弾頭の現保有数を含めて、総核弾頭数について核兵器国によって示された更なる透明性に留意しつつ、すべての核兵器国に対して透明性及び信頼性向上措置に合意することを招請する。
6. ロシア連邦及びアメリカ合衆国に対し、戦略攻撃能力削減条約（モスクワ

条約)の義務を完全に履行すること並びに、2009年12月に失効する戦略兵器削減条約(S T A R T I)に代わる法的拘束力のある後継条約の締結を含め、最近達成された進展を歓迎しつつ一層の透明性のある核軍縮の更なる措置をとることを奨励する。

7. 各国に対し、国際的協力の枠組みにおいて、核兵器関連物質の削減に貢献する努力を引き続き追求することを奨励する。
8. すべての核兵器国に対し、核兵器の偶発的又は未認可の発射の危険を低減するための措置をとること並びに国際の安定及び安全を促進する方法で核兵器システムの運用状態を一層低減させることを検討することを要請する。
9. 国際の安定を促進し、また、すべてにとっての損なわれない安全保障の原則に基づく方法によって、核兵器が使用される危険を最小化し、また、核兵器の全面的廃絶の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の低減された役割の必要性を強調する。
10. 包括的核実験禁止条約(C T B T)の早期発効及び普遍化の観点から、C T B Tの未署名・未批准国に対しできるだけ早期に署名・批准するよう要請し、C T B Tが発効するまでの間に、核兵器の実験的爆発又は他のあらゆる核爆発の現在のモラトリウムを維持することの重要性を強調し、また、C T B T遵守の確保のために求められる国際監視制度を含む、C T B T検証体制の継続的な発展の重要性を再確認する。
11. ジュネーブ軍縮会議(C D)による2009年会期のための作業計画の採択を歓迎し、C Dにおける審議の進展及び積極的関与とともに、核軍縮に向けた増大する世界的機運をしかるべく考慮しつつ、C Dに対し、2010年1月に会期を招集する際に、実質的作業を開始することを要請する。
12. C Dの2010年会期における兵器用核分裂性物質生産禁止条約(F M C T、カットオフ条約)の即時交渉開始を要請し、すべての核兵器国及びN P T非締約国に対し、F M C T発効までの間に、核兵器又はその他の核爆発装置用核分裂性物質生産のモラトリウムを宣言及び維持することを要請する。
13. すべての国に対し、核兵器及びその他の大量破壊兵器並びにその運搬手段の拡散を防止し、抑制するための努力を倍増することを要請する。

14. 核テロリズムを防止することの重要性を強調し、すべての脆弱な核及び放射性物質の管理を徹底するためのあらゆる努力を奨励する。
15. 1997年5月15日に国際原子力機関（IAEA）理事会により承認された、加盟国とIAEAとの間の保障措置適用のための協定のモデル追加議定書（IAEA追加議定書）の普遍化を達成するための一層の作業をも強く奨励しつつ、IAEA包括的保障措置協定を、そのような協定を締結・実施していない国についてはこれを対象に含めるための同協定の普遍化及び2004年4月28日の安保理決議第1540号を含む、関連する安保理決議の完全な履行を含め、不拡散のための更なる取組の重要性を強調する。
16. 第57会期に国連総会に提出された、軍縮及び不拡散教育に関する研究についての国連事務総長報告書の勧告を適宜実施するために具体的行動をとること及びこの目的のために各国が行われている努力について自発的に情報を共有することを奨励する。
17. 核不拡散・核軍縮に関する国際委員会（ICNND）を含め、核不拡散及び核軍縮を促進する、市民社会によって果たされる建設的役割を評価し、更に奨励する。
18. 第65会期の暫定議題案に「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意」を含めることを決定する。

以 上